

農業委員会だより

～北区一宮地域で、桃栽培に取り組んでいる赤木さんご夫婦～

今回は、北区辛川市場の「赤木農園」を営んでいる赤木良光さん・めぐみさんご夫婦を紹介します。

お二人は東京でのサラリーマン時代に知り合い、良光さんの故郷岡山市へUターンして桃農家へ就農されました。

就農のきっかけは、良光さんが岡山の桃のおいしさを県外で再発見したことからだそうです。ご実家では夏になると桃は食卓の常連という感じでした。その後、東京で暮らすようになり、毎年食べていた清水白桃を取り寄せて友人にふるまったところ「こんなに美味しい桃をこれまで食べたことがない！」といわれ、改めてその価値の高さに気づき、いつか桃を育ててみたいと思うようになったとのことでした。その思いを告げられためぐみさんは、「農業への転職は、案外自然に受け入れられました。」とのことでした。そんなお二人の桃農家としての歩みについてお聞きました。

<以下、めぐみさんへのインタビュー>

🔍 (農業の経験はありましたか?)

👤 いいえ、お互いサラリーマン家庭で育ったので農業は初めての経験です。東京で就職し、毎日山手線で通勤していました。二人は東京で出会ったのですが、このまま都会で暮らしていくのかなと思っていました。

🔍 (きっかけは?)

👤 一人目の子どもが生まれ、そろそろ仕事復帰をと考えていた頃、夫から、「岡山で桃農家をやりたい」という相談を受けました。毎日通勤に何時間もかかり仕事も大変そうなのを見てきたし、私自身も職場復帰に不安を抱いていたので、意外とすんなり二人で桃農家をやろう!ということになりました。最初は夫が、後に私(めぐみさん)が農業大学校での研修を受けた後に農業をはじめました。

(インタビューは最終ページに続きます。)



「赤木さんご夫婦と協力者の蜂谷さん(右端)」

令和3年度岡山市の農業委員会の事業計画と各地区協議会の活動計画が決まりました。

令和3年度事業計画の概要

本委員会は、平成29年7月の農業委員会等に関する法律の改正施行により、農業委員と新設の農地利用最適化推進委員が互いに協力して職務を遂行する新体制となり、現在2期目である。これまで所管の法令業務に加え、農地利用最適化を推進するため、「担い手への農地集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規就農・新規参入の促進」等に向けた活動を積極的に進めてきた。一方で、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、地域での活動や視察・研修事業等が一部制限されるなどしたため、今後も、特に人的交流を伴う活動について、新たな試みや工夫が求められているところである。

こうした中、本年度は地元での農業と農産物への理解をさらに深め、農地利用最適化を更に進めるため、地域の農業・農業者の実情と特性を的確に把握し、各地域の「人・農地プラン」に主体的に参画するとともに、地域の農業者や農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、以下の項目に挙げる課題解決の方向により、実践活動を積極的に展開することとする。

(1)耕作放棄地の発生防止・解消 対策の強化

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた啓発活動や農地パトロールを基本とした関係地権者への働きかけを実施する。

また、草刈機（ハンマーナイフモア等）を有効活用し、農地の再開と農地中間管理機構への農地貸し付けを促すことにより耕作放棄地解消への取組を推し進める。

(2)優良農地確保のための農地制度適正執行の推進

優良農地の確保・有効利用を図るとともに、秩序ある土地利用の観点等から、農地制度の普及・啓発を行う。さらに、農地の権利移動・転用許可等の適正執行及び許可後の適正利用の指導等を実施し、あわせて農地所有適格法人等の農業法人制度の適切な運用を図る。

(3)担い手の確保・育成と担い手の農地利用集積・集約化推進

認定農業者等の地域における担い手の確保・育成を図るとともに、農地中間管理機構等関係団体との密接な連携により、担い手への農地の面的集積・集約化を加速させるための利用調整活動を強化する。

また、農業者の高齢化や担い手が不足する地域においては、受け皿となる集落営農の法人化・組織化を推進する。

(4)地域における意見・情報の集積や集落内の相談活動等の取り組み

農地の保有や利用状況、賃貸借の動向等の農地情報を収集し、集落での話し合いや相談活動等に積極的に取り組み、農地等の利用調整や地域の世話役としての活動を進める。

(5)各地区協議会の活動

第一農業委員会

●中・中央地区協議会

- ①農地相談会の開催
実施時期・場所・回数等は未定
- ②農地パトロールの実施
地区内農地の荒廃状況を確認する
(管内キャラバンの実施等)
- ③転用許可の事後確認
- ④地元農産物の栽培促進及び地産地消並びに食育活動の推進



●北・吉備地区協議会

①農地相談会の開催

実施時期・場所・回数等は未定

②転用許可の事後確認

農地相談会後に現地確認を行う

転用目的の達成確認や違反防止

及び委員相互の情報共有化を図る

③農地パトロールの実施

④耕作放棄地の解消を進める

⑤地元農産物の栽培促進及び地産

地消並びに食育活動の推進

●御津・建部地区協議会

①農地相談会の開催

実施時期・場所・回数等は未定

②農地パトロールの実施

転用状況等の現地確認（毎月1

〜2回、委員各自で活動）

③耕作放棄地の解消

ハンマーナイフモアを活用（耕作

放棄地の再生支援）

④収益性の高い農作物品種の導入

促進（御津地区）

⑤空き家対策の取組み（建部地区）

⑥地元農産物の栽培促進及び地産

地消並びに食育活動の推進

●南区協議会

①地域の特性を生かした農業の推

進と新規就農者支援の実施

担い手や新規就農者等への農業技

術、経営や農地等の情報提供を図

る

②耕作放棄地の解消

耕作放棄地発生防止調査等を実

施し、ハンマーナイフモアによる耕作

放棄地再生の支援を図る

③地元農産物の栽培促進及び地産

地消並びに食育活動の推進

④6次産業化の推進

●中区協議会

①特色ある作物の栽培推進と活用

促進

雄町米等のブランド農産物の栽培

と活用を促進するため、産直市等

の各種広報活動への積極的な協力に

より、地産地消を進める

②食農教育の推進

休耕田を利用し、小学生を対象

に作付け・収穫体験を実施すると

ともに、地区内の学校給食への食材

提供を行い、子どもたちへの食農教

育を推進する

③遊休農地発生防止・解消対策の

強化

農地パトロールの強化・地権者等へ

の働きかけを行う

●東区協議会

①遊休農地の発生防止・解消対策

の強化

農地パトロールの強化・地権者等へ

の働きかけを行う

②担い手農家の育成

地域における担い手農家の育成を

進める

③食農教育の推進

休耕田を利用し、小学生を対象

に作付け・収穫体験を実施すると

ともに、地区内の学校給食への食材

提供を行い、子どもたちへの食農教

育を推進する

令和3年度

農業委員会申請締切について

○農地法第3、4、5条等の申請締切は通常毎月25日です。

・25日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が締切となります。

・令和3年度は、11月、12月は申請締切が早くなりますので、ご注意ください。

○農地法第3条の許可予定日は農業委員会総会の日となります。

○農地法第4条、5条の許可予定日は原則として農業委員会総会の日となります。

ただし、転用面積が30アールを超える案件及び他法令と同時申請の案件等は、その限りではありません。



耕作放棄地に再び作付けを！

①草刈り機(ハンマーナイフモア)を活用しませんか

農業委員会では、耕作放棄地解消の取り組みを行っています。

農地の所有者は、農地を荒らすことなく耕作することが求められています。

耕作放棄地となってしまう農地は、病害虫の発生による周辺農地への影響だけでなく、地域の景観上にも好ましくありません。

「耕作はしたいけど農地が荒れている」、「農業を再開したいけれども草刈り機を持っていない」……。そんな悩みをお持ちの方はご相談ください。

農業の再開に向けての草刈りを、農業委員・農地利用最適化推進委員がお手伝いします。

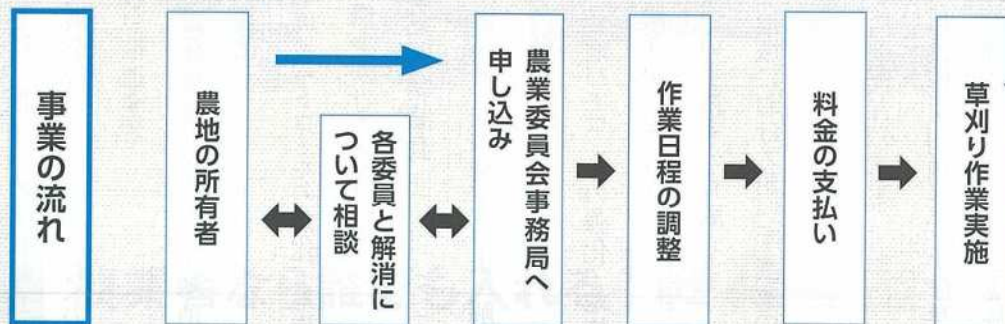
●作業料金は、下記のとおり草丈・農地面積に応じてお支払いいただきます。

〔10アールあたりの作業料金〕

- 草丈が1mを超えるもの 22,000円
- 草丈が1m以下のもの 15,000円

なお、草刈りの作業は、農業委員・農地利用最適化推進委員が行います。

草刈り機の一般の方への貸し出しは行っておりませんので、ご了承ください。



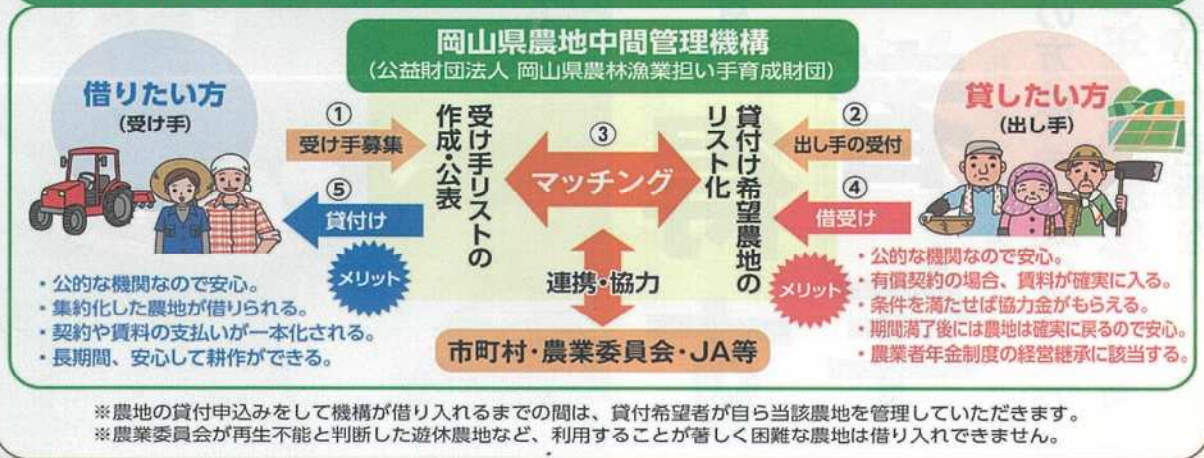
②農地の利用状況調査を行います

本年度も8月から9月の予定で農地の利用状況調査（農地パトロール）を行います。これは、農地の有効かつ効率的な利用の促進を目的に、農業委員会の委員及び職員が農地を訪問し、農地としての利用の状況を確認するものです。調査の結果、1年以上耕作されていないと判断された農地（遊休農地といいます。）については、耕作者の方に対して後日、「利用意向調査」により、今後の利用の意向をおたずねすることになります。自らが耕作できない場合は、農地中間管理機構を通じた農用地利用集積計画（利用権設定）などにより、担い手農家に農地を貸し出し、農地の有効利用を図りましょう。

③農地中間管理事業を活用しませんか!

農地中間管理事業は、農地の有効利用により農業経営効率化の実現をお手伝いする事業です。公的機関の農地中間管理機構を通じた事業ですので、利用される方は安心して農地の貸し借りができます。農地を担い手に貸付けられた方で、条件を満たした場合は、機構集積協力金の交付や固定資産税の軽減を受けることができます。

農地中間管理事業のしくみ



【お問い合わせ先】

農地中間管理機構備前支部 (☎086-212-2210)、岡山市農林水産課 (☎086-803-1346)

④多面的機能支払交付金制度のご案内

この制度は、農家等の地域住民による水路の泥上げや農道の草刈り等の地域共同活動を支援することで、農業の多面的機能の増進を図るものです。

(単位:円/10a)

多面的機能支払交付金制度			
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	①②に取り組む場合
田	3,000	2,400	5,400
畑	2,000	1,440	3,440

①農地維持支払

地域共同による水路・農道等の草刈り等の基礎的な保全活動について支援。

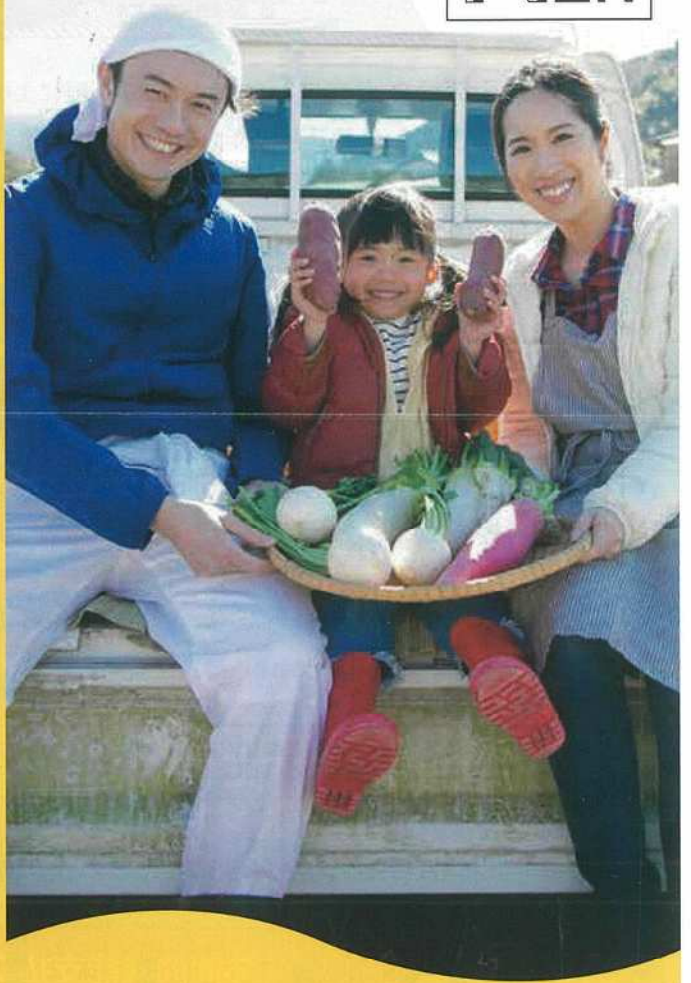
②資源向上支払 (共同)

地域共同による水路・農道等の軽微な補修や農村環境保全の質的向上を図る活動について支援。

【お問い合わせ先】

岡山市農林水産課 (☎086-803-1346)、各区農林水産振興課、各支所産業建設課、北区土木農林分室





知って得する 農業者年金

終身年金で
安心!

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を!

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料補助**

ポイント

3

加入で大きな節税効果!
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1
の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円~6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の18年間(令和元年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.55%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和3年度は0.25%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2
の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3
の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税 ● 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会(TEL.086-803-1564)か
JAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

● 企画調整室

TEL: 03-3502-3199 TEL: 03-3502-3942

(表紙から「インタビュー」の続き)

🔍 (岡山はどうか?)

夫の実家が岡山でしたので、何かと助かりました。私は九州出身なので東京よりは少し地元に近いかなという感じがします。

岡山は、関東でいうと「さいたま」みたいな印象です。緑と街が程よい感じで、交通の便も良い。でも、岡山の桃はもっとアピールしてもよいと思います。こんなに美味しいものが県外ではあまり知られていないようなので…。

🔍 (就農のきっかけでもありますね。)

はい。地元で消費されることがほとんどとか、色々な理由があると思いますが、岡山の桃のよさをもっと伝えていきたいです。

🔍 (情報発信は何か取り組まれていますか?)

赤木農園のホームページ (URL: <https://www.akagi-farm.com/>) を設置しています。直売もありますので、ぜひ一度お越しください。

🔍 (農業で困ったことや大変なことは?)

それが、不思議なくらいありません。外での作業が長いことくらいです。近隣の方をはじめ、いろんな人に助けていただいているおかげですね。サラリーマンの頃と比べて人間関係に悩むこともないし、自分達で創意工夫ができるので充実しています。

農業に取り組んでみて、私がおもっていた農業のイメージは、江戸時代くらいで止まっていたのだとわかりました。今は農作業そのものも機械化が進み、いわゆる3K職場ではありません。基本的に週5日、1日8時間労働でやっています。袋掛けや収穫時などの繁忙期はアルバイトを雇いますが、とりわけ農業だけが大変な職業とは思いません。むしろ、自らの決定が結果につながるやりがいのある仕事です。通勤ラッシュもありませんし (笑)

🔍 (将来の計画は?)

今の農地は、以前は田だったところを造成して桃園にしています。作付け面積は1.5haで、清水白桃、白麗を中心に180本の桃を栽培しています。新しい苗木も年々育ってきています。

桃を作る仲間を増やして、岡山の美味しい桃を全国に届けたいと思います。特に関東方面の方には、ぜひ、このおいさを味わっていただきたいです。

【インタビューを終えて】

良光さんの農業への思いを素直に快く受け入れためぐみさん。「作業中、あそここのころはどうする?これでもいいかな?」などと試行錯誤を重ねながら、ご夫婦仲睦まじく作業に取り組んでおられます。

取材の帰り道、事務局員①「もし、明日から農業やるいうたら、かみさんなんて言うじゃろうか?」

同②「そうじゃなあ…。」改めて農業には夫婦円満、人間関係とタイミングが肝心ということ考えた一日でした。

今回は新規Uターン就農のご夫婦をご紹介します。これからもやる気満々! 農業者の情報がございましたら、農業委員会事務局までお願いいたします!!



●編集後記

今号では、岡山市へUターン新規就農して、桃栽培に取り組む赤木さんご夫婦のご紹介をはじめ、農業委員会の令和3年度の取り組み、地域環境を支える多面的機能支払交付金制度、農業者年金等をご紹介します。取材協力・情報提供してくださった皆さま、ご協力ありがとうございました。

コロナ禍といわれる中でも農作物はすくすくと育っています。今後も、農業に精力的に取り組んでいる農業者・新規就農者のご紹介や農業に役立つ情報などを掲載して参りますので、よろしくお願ひします。また、皆様のご意見・ご感想や農業に関する情報等もお待ちしています。

編集委員

惣市英康 大森美也子 秋山幸江 板野俊之
森安幸三 佐藤操 片岡靖登 水内清郎 (順不同)



全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 10~14ページ

購読料

月700円 (送料込み)

お申し込みは、農業委員、
農地利用最適化推進委員、
農業委員会事務局 まで